

# 12月3日(日)～9日(土)は障害者週間です

「障害者週間」は、広く障がい者の福祉について関心と理解を深めることなどを目的に、平成16年の障害者基本法の改正によって定められました。今回は「障害者週間」にちなみ、町内の障がい者支援施設や相談窓口を紹介します。

## 障がいのある方の自立支援

苅田町では、障がいのある方の自立を応援するため、町内の就労施設などから優先して物品の調達や作業の依頼を行っています（イベントなどでの啓発用物品や記念品の購入、名刺の印刷など）。詳しくは町ホームページをご覧ください。



## 障がい者虐待に関する相談・通報・届出

障害者虐待防止法は、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぎ、虐待の早期発見や養護者に対する支援を推し進めるための法律です。

- 苅田町障害者虐待防止ホットライン  
☎ 093・588・1234 (24時間受付)

## 障がい者相談支援事業

障がいのある人やその家族などに対する相談支援事業を委託して行っています（手帳が無くても可能です）。相談員が様々な相談に乗り、利用支援や権利擁護のために必要な援助を行います。

### 【障がい者相談支援】

- 苅田町社会福祉協議会（苅田町社協障害者相談支援センター そら）：☎ 093・434・3641
- 社会福祉法人みぎわ会（相談支援センター アイシル）：☎ 0930・55・2183

### 【障がい児相談支援】

- NPO 法人夢ニティ・ハート（児童発達支援事業所ペンぎん教室）：☎ 093・434・5110

## 身障者心配ごと相談

相談員がご相談に応じますので、お気軽にご相談ください（秘密厳守・相談無料・電話相談可）。

■ 日時 / 毎月第1火曜日 13:30～15:00

■ 場所 / パンジープラザ相談室

- ☎ 093・434・3647（苅田町社会福祉協議会）

# 第38回 苅田町民ふれあいマラソン大会 参加者募集!



## 令和6年3月3日(日)

■ 時間 / 開会式 9:00 (受付 8:00～8:50)

■ 会場 / 西部公民館

※中止の場合は当日6:00に町ホームページに掲載します。ネット申込みの方にはメールで通知します。

コース	参加対象
1km	親子の部 (小学1・2年生とその保護者)
2km	小学生男子・女子 (小学3年生以上)
3km	中学生女子、60歳以上男女
5km	中学生男子、一般男子・女子 (高校生以上)
10マイル	一般男子・女子 (高校生以上) ※制限時間 110分

■ 参加費 /

一般：2,000円 高校生：1,000円  
小中学生：500円 親子の部：500円

■ 申込期間 /

11月28日(日) 10:00～12月27日(土) 23:59

■ 申込方法 /

① インターネット申込 (24時間受付)

ランニングポータルサイト

「RUNNET」からお申込みください。

<https://runnet.jp/cgi-bin/?id=349173>

② 電話申込 (平日 9:00～17:00 ※土・日・祝除く)

オンユアマーク ☎ 0977・51・5283

※申込には参加料のほかに手数料がかかります。

※当日受付は一切行いません。

※詳細は大会ホームページをご覧ください。

※主催者の責によらない事由で大会が中止となった場合、参加料・手数料の返金は一切行いません。

申込方法に関することは、[エントリー事務所オンユアマーク \(☎ 0977・51・5283\)](https://runnet.jp/cgi-bin/?id=349173) にお問い合わせください。



● 問 / 苅田町民ふれあいマラソン大会実行委員会 ☎ 093・434・2044 (生涯学習課)

## 障害者控除 所得税・住民税の控除を受けるために

税の申告の際、身体障害者手帳などを持っていない場合でも、下記の要件に該当する方は障害者控除（特別障害者控除）を受けることができます。

申請により「障害者控除対象者認定書」の交付を受け、申告時に提示する必要があります。

- 対象 / 下記の要件をすべて満たす方は、右表の区分によって福祉課で認定書の交付が受けられます。
- ・ 障害者手帳を交付されていない、町内在住の65歳以上の方 (昭和34年1月1日以前生まれ)
- ・ 所得税または住民税が課税されている方もしくはその扶養者
- ・ 要介護や認知症の状態であり、その状態が継続する見込みのある方

※身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けている場合は、すでに控除対象となりますので申請の必要はありません。

控除区分	認定基準
障害者	知的障害の程度の判定基準 (軽度・中度) に準ずる障害がある
	身体障害の程度の等級表 (3級～6級) に準ずる障害がある
特別障害者	知的障害の程度の判定基準 (重度) に準ずる障害がある
	身体障害の程度の等級表 (1級～2級) に準ずる障害がある
	ねたきり状態にある (6ヶ月程度以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障のある状態)

※認定基準に満たない場合は非該当となる場合もあります。

■ 申請 / 12月20日(木)までに①②を下記に持参し申請

① 障害者控除対象者認定申請書

② 医師による「障害者・特別障害者控除対象者認定意見書」 (病院受診料・文書作成料等が必要)

※介護認定を受けている方は②を省略できる場合があります。事前にお問い合わせください。

※①②は福祉課窓口または町ホームページで取得できます。

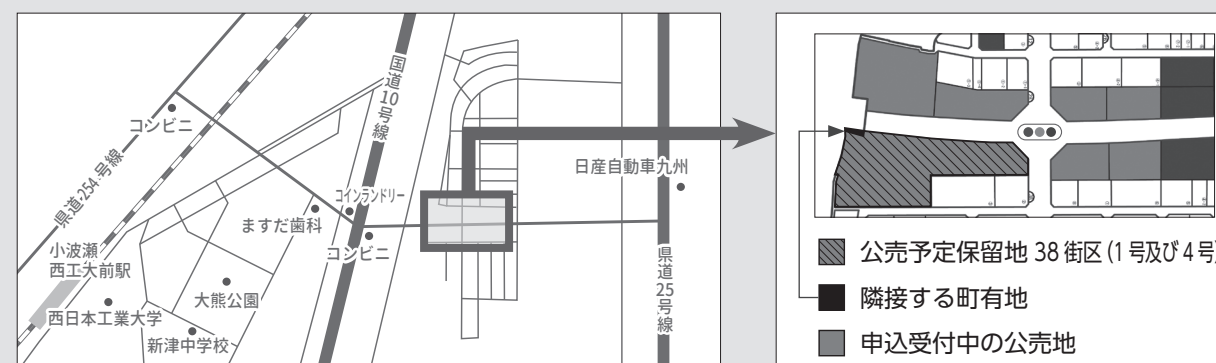
● 問い合わせ・申請先 / 福祉課 高齢者福祉担当 (役場2階) ☎ 093・434・1039

## 与原土地区画整理事業

# 集合保留地の一般競争入札を予定しています

与原土地区画整理事業により造成した集合保留地を、一般競争入札により売却する予定です。入札日時、申込受付期間などの詳細は広報かんだ12月25日号、町ホームページでお知らせします。

■ 公売予定保留地 / 38街区1号及び4号 (※隣接する町有地を同時に契約いただきます)



● 申込み・問い合わせ / 土地区画整理課 (役場別棟2階) ☎ 093・588・1010

令和5年4月1日から9月30日までの上半期の予算執行状況などについてお知らせします。

歳入について、一般会計の収入済額は76億7,107万円で、予算額に対し収入率46%となっています。

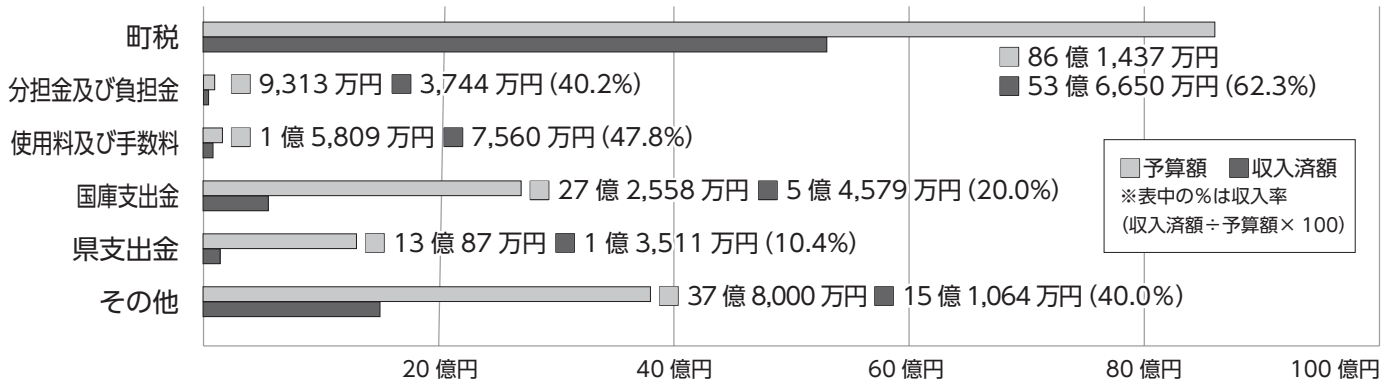
町税については、昨年同時期に比べ、町民税が1億6,431万円の増となっていますが、固定資産税が2億3,434万円の減となっており、町税全体では6,074万円の減収となっています。

歳出について、一般会計の支出済額は62億6,526万円で、予算額に対し支出率37.6%となっています。

今後、原油価格・物価高騰の影響により経常的な経費の増加が見込まれることから歳入とのバランスに留意しながら各種施策を実施してまいります。

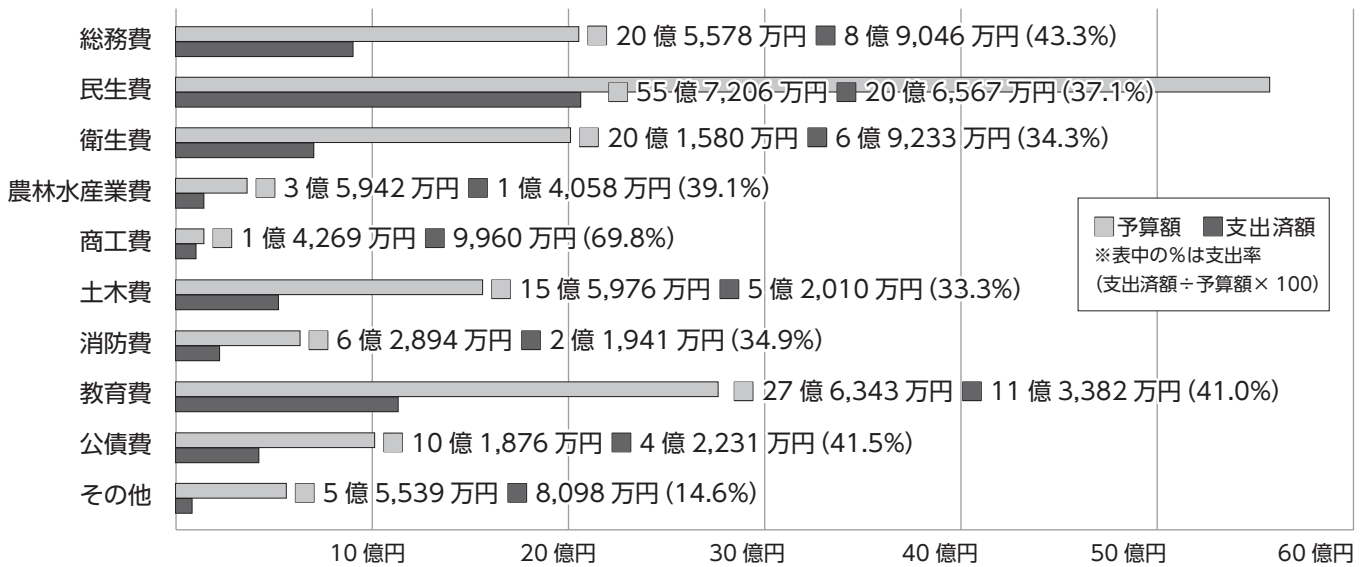
## 一般会計予算の執行状況（歳入）

（令和5年9月30日現在）



## 一般会計予算の執行状況（歳出）

（令和5年9月30日現在）



### 公有財産の状況

土地	3,330,450.76㎡
建物	125,066.67㎡
動産（浮棧橋）	16基
動産（ピタース）	1基
出資による権利	22億3,117万円
債権	3億2,608万円
基金	84億3,245万円

（令和5年3月31日現在）

※基金は令和5年9月30日現在）

### 町債の残高

一般会計	55億5,777万円
土地区画 整理事業 特別会計	20億781万円
合計	75億6,558万円

（令和5年9月30日現在）

### 一時借入金の残高

令和5年9月30日現在において、一時借入金はありません。

### 令和5年度 苅田町中間財務諸表

#### ●水道事業会計

経営成績	令和5年中間期
給水収益	3億9,142万円
営業利益	8,083万円
経常利益	8,654万円
純利益	8,654万円
（参考）	令和5年中間期
給水原価	181.0円/㎡
給水単価	213.6円/㎡

令和5年中間期の業績（令和5年4月1日～令和5年9月30日）

#### ●下水道事業会計

経営成績	令和5年中間期
期間下水道使用料	1億7,142万円
営業利益	△1億313万円
経常利益	1億5,895万円
純利益	1億2,309万円
（参考）	令和5年中間期
使用料単価	213.1円/㎡
汚水処理原価	286.5円/㎡